

2025 年3月

受益者のみなさまへ

株式会社 GCI アセット・マネジメント

**投資信託及び投資法人に関する法律の改正を踏まえた
約款変更のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条の改正に伴い、投資信託約款に所要の変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

なお、本件は「法令改正に伴い、法令適合性を維持するために行わざるを得ない投資信託約款の変更」に該当するものであり、「商品としての基本的な性格を変更させる」ものには該当いたしません。また、運用の基本方針、運用体制、費用等に係る変更はございません。

本お知らせに関しまして、受益者のみなさまのお手続きは必要ございません。

今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容および理由

投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条の改正に伴い、後述の新旧対照表の通り、運用報告書に関する規定の変更を行います。

2. 約款変更対象ファンド

弊社を委託者とする全ての国内籍投資信託

3. 約款変更適用日

2025 年4月1日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

株式会社 GCI アセット・マネジメント

TEL 03-6665-6952

受付時間:午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

新旧対照表

各投資信託の投資信託約款の該当条項の条文について、以下の通り変更を行います。

公募関連ファンド

追加型証券投資信託 GCI エンダウメントファンド（成長型）

追加型証券投資信託 GCI エンダウメントファンド（安定型）

下線部は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用状況に係る情報の提供）</p> <p>第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める<u>事項に係る情報を電磁的方法により提供</u>します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、<u>書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うもの</u>とします。</p>	<p>（運用報告書に記載すべき事項の提供）</p> <p>第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供</u>します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付</u>します。</p>

親投資信託 GCI マネープールマザーファンド

下線部は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用状況に係る情報）</p> <p>第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める<u>事項に係る情報を提供</u>しません。</p>	<p>（運用報告書）</p> <p>第 46 条 委託者は、<u>この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書の交付</u>を行いません。</p>

追加型証券投資信託 マルチアセット・ストラテジーファンド

下線部は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用状況に係る情報の提供）</p> <p>第 58 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める<u>事項に係る情報を電磁的方法により提供</u>します。</p>	<p>（運用報告書に記載すべき事項の提供）</p> <p>第 58 条 委託者は、<u>この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条で定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供</u>することができます。この場合において、委託者は、<u>運用報告書を交付したもの</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>② 前項の<u>規定</u>にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、<u>書面の交付の方法による提供</u>の請求があった場合には、<u>当該方法により行うもの</u>とします。</p>	<p><u>とみなします。</u></p> <p>② 前項の<u>規程</u>にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付</u>の請求があった場合には、<u>これを交付するもの</u>とします。</p>

親投資信託 GNマルチアセット・ストラテジーマザーファンド

下線部は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(運用状況に係る情報)</p> <p>第 52 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める<u>事項に係る情報</u>を<u>提供</u>しません。</p>	<p>(運用報告書)</p> <p>第 52 条 委託者は、投資信託および投資法人に関する法律第 14 条に定める<u>運用報告書</u>を<u>交付</u>しません。</p>

以上